

# 社会福祉法人さくら福社会役員、評議員及び評議員選任・解任委員報酬等規程

## (目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人さくら福社会の役員の報酬及び、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下役員等という。）の手当に関する事項を定めることを目的とする。

## (理事長報酬の額)

第二条 理事長に対する報酬の額は、別表第1の定めるところによる。

## (計算期間)

第三条 報酬の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## (理事会旅費等)

第四条 役員が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2の交通費・報酬を支払う。ただし、当法人が運営する施設・法人本部の職員を兼ねる役員・職員は支給の対象外とする。

2 宿泊を要する場合は、前項のほか宿泊費の実費を支払う。

## (監査旅費)

第五条 監事が法人ならびに施設の運営状況の監査、又は監督官庁の監査に立ち会うため、施設に出向いて、その業務にあたったときは、別表2の旅費及び報酬を支払う。

別表1 理事長報酬

区分	月額	夏季手当	冬季手当	年額
支給額	450,000円	0円	0円	5,400,000円

別表2 交通費・報酬等

区分	交通費	報酬	宿泊費	報酬等の上限
理事会	—	10,000	実費精算	一人当たり120,000円
評議員会	—	10,000	実費精算	一人当たり120,000円
評議員選任解任委員会	—	10,000	実費精算	一人当たり120,000円
監査立ち合い	—	20,000	実費精算	一人当たり120,000円

※1 県外から理事会等に参加する場合、新幹線等費用については実費相当を支給する

## 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月21日から施行する。
- 2 理事長報酬の額の計算期間を平成29年度は事業譲受日を開始日とする。

## 附 則

この規程は、平成29年11月22日から施行する。